

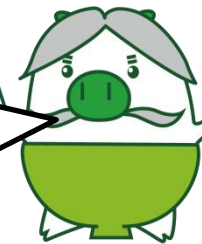
ひとにやさしい

まちづくり ニュース

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会 発行

[H29.3]

2016年は、リオオリンピック・パラリンピックが開催され、2020年は東京でオリンピック・パラリンピックが開催される予定となっています。オリンピック・パラリンピック開催に向けては、テレビ等で報道されている「競技会場の整備」以外にもさまざまな取り組みがなされています。今回は、東京オリンピック・パラリンピックに向けた「国・東京都」や「福岡県」の取り組み等の一部について、紹介します。



1.東京オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた取組み(概要)

〔出典：2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組等（内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局）〕



東京オリンピック・パラリンピックレガシー(※1)

(※1)「レガシー」とは
オリンピック・パラリンピックを一過性のイベントとすることなく、大会を契機として、東京・地方・世界の様々な課題の解決やあるべき未来社会の実現を加速し、大会後も効果が持続・拡大するポジティブな遺産(レガシー)を残す発想

「スポーツ」

- ・生涯スポーツの振興
- ・スポーツボランティアの育成

【福岡県の主な取組実績】

「福岡から目指せ！パラリンピック」

障がいがある子どもたちにパラリンピック競技を体験する機会を提供し、将来の日本代表選手を目指してもらう「めざせパラリンピック！可能性にチャレンジ2016 in 福岡」が九州で初開催されました。(H28.11.5開催)



「おもてなし」

- ・ハード・ソフト両面における環境整備
- ・「心のバリアフリー」の推進

(具体的な取組み)

ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を促進するなど、日本語が分からない外国人をはじめ、高齢者や障がい者を含むすべての来街者が、「年齢」「性別」「国籍」「障がいの有無」などにかかわらず、とまどうことのないまちづくりを進めます。

⇒裏面にて「ハード面における環境整備」について紹介しています。



(写真)
インドネシア青年スポーツ省の皆さんと懇談する知事(福岡県HPより)

「教育」

- ・オリンピック教育
- ・異文化理解

(具体的な取組み)

東京都などが実施する「教育プログラム」と連携し、オリンピックの理念である世界平和への願いや、異文化への理解・親しみが増進するようにします。また、外国人を受け入れるための態度や知識を身につけるとともに外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、スポーツの根本的な価値や、健康的なライフスタイルの価値の理解を促進します。

「文化」

- ・多彩な文化の発信
- ・文化多様性の体感

【福岡県の今後の主な取組み】

「福岡県の文化の魅力を発信」

東京オリンピックなどに向けて、来県する外国人が楽しめる伝統芸能やまんが等をテーマにしたイベントを実施し本県文化の発信力を向上します。



(写真)
パラリンピック競技を体験する参加者(福岡県HPより)



「安全・安心/環境」

- ・環境への配慮
- ・円滑な大会運営

【福岡県の主な取組】

「キャンプ地誘致の推進」

ラグビーワールドカップ2019、2020東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致に取り組む市町村を支援しています。



《裏面へ続きます》

2.「ハード面における環境整備」の主な取り組み

ハード面における環境整備の主な取り組みとして、競技施設(会場)のバリアフリー化は当然のことながら、旅客施設(空港等)～競技会場～宿泊施設等までのアクセスルートについて、障がいの有無にかかわらず、遠回りすることなく誘導できる取り組みを行っています。

福岡県でも建築物や旅客施設等に対し、『福岡県福祉のまちづくり条例の基準(以下「基準」という。)]を設定しております。

今回は、「車いす使用者」の方に関して、施設ごとにどのような基準があるのか、一部をご紹介します。



(1) 旅客施設(公共交通機関)に関する基準

(※以下の示している基準は一例であり、その他にも基準があります)

○「旅客施設」に関する基準

1 「円滑な移動が確保された経路」(*1)について

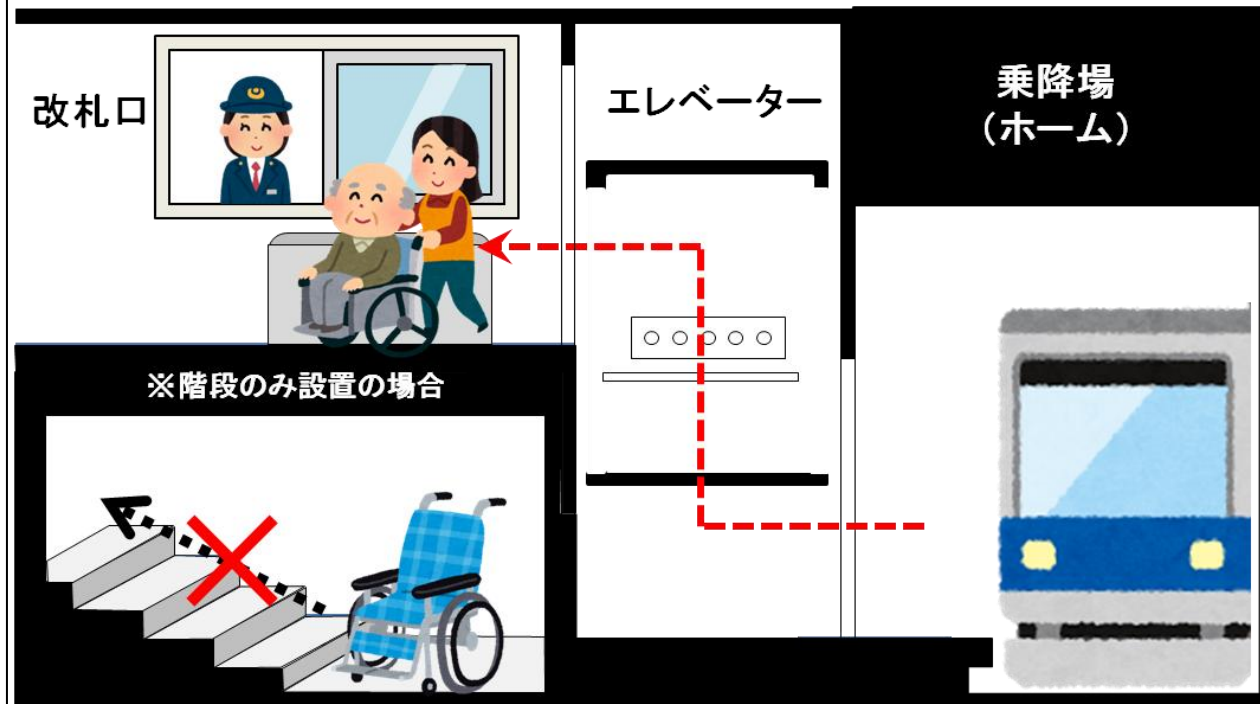
⇒①乗降場ごとに1以上設けること

②床面に高低差がある場合、傾斜路やエレベーター等を設けること

等の基準があります

(*1)「円滑な移動が確保された経路」とは、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障がい者等の円滑な通行に適するもの。

【円滑な移動が確保されている経路(例)】



(2) 「宿泊施設」に関する基準

(※以下の示している基準は一例であり、その他にも基準があります)

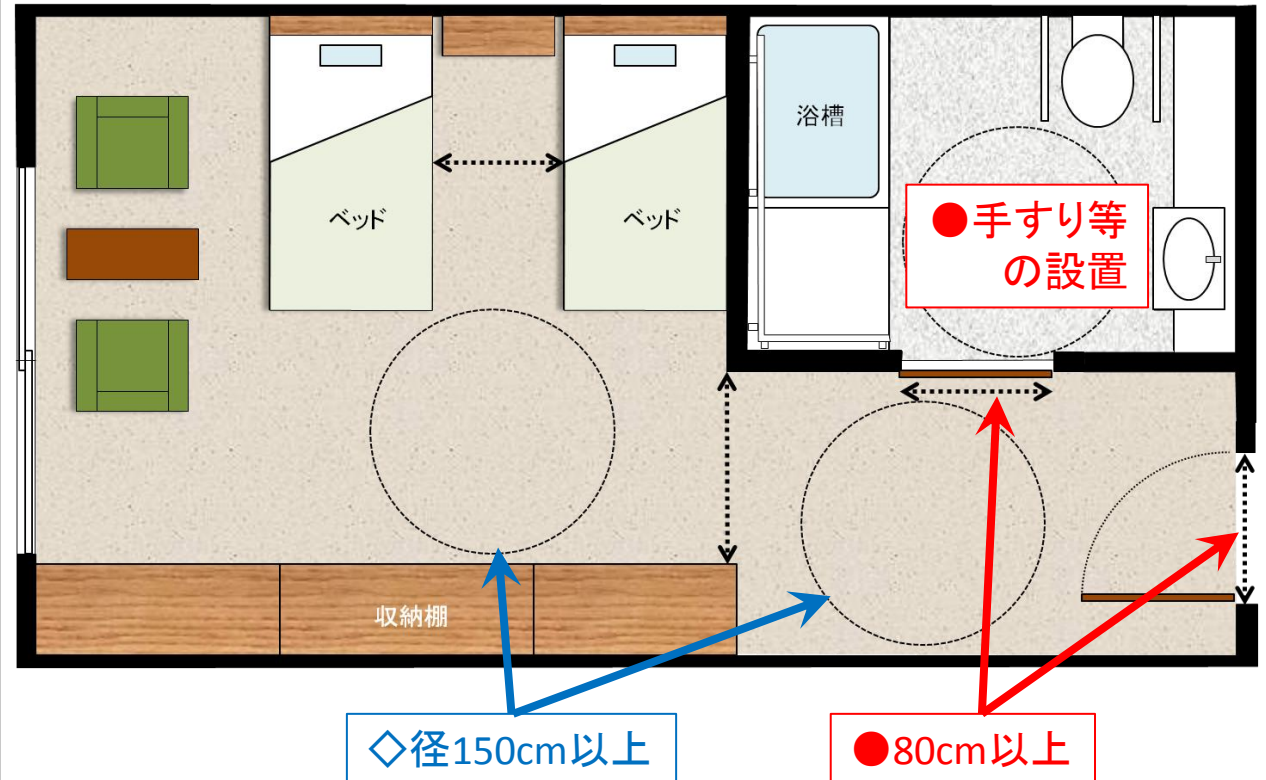


○「宿泊施設」に関する基準

- 1 有効幅員の確保
⇒出入口は80cm以上の確保
- 2 空間の確保
⇒車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保
- 3 浴室等
⇒①浴槽・シャワー・手すり等を適切に配置
②濡れても滑りにくい床仕上げ

【車いす使用者用客室の例】

等の基準があります



【凡例】 ●:高齢者・障がい者等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準
◇参考寸法等

「まちづくりニュース」に関する問い合わせ先

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会(事務局 福岡県建築都市部建築指導課)
TEL: 092-643-3720 FAX: 092-643-3754
HP: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/hitoyasa.html>
まちづくりニュース掲載場所
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hitoyasa.html>